令和　　年度（　　年分）市民税・県民税申告書
（上場株式等の所得に関する住民税申告不要等申出書）

三島市長　あて

令和　年1月1日 現在の住所	三島市		
ふ　り　が　な		電話番号	（　　）　　ー
氏　　名		生年月日	大正・昭和・平成・令和 年　　月　　日
代　理　人		続　柄 （　　）	電　話　番　号 （　　）　　ー

下記（1）および（2）の該当箇所を記入またはレ点を入れてください。

（1）確定申告した上場株式等の所得

			住民税の特別徴収税額 （源泉徴収税額）
上場株式等の配当所得等	総合課税分	円	円
	分離課税分	円	
上場株式等の譲渡所得等		円	円

対象となる上場株式等の配当所得等および譲渡所得等については、所得税 15.315%（復興特別所得税分含む）と住民税 5%の合計 20.315%の税率であらかじめ源泉徴収・特別徴収されているものとなります（所得税 20.42%を源泉徴収されているものは対象ではありません）。
※1 各表の住民税の特別徴収（源泉徴収）税額の記載誤りなどがあり、上場株式等の所得と判断がつかない場合は、確定申告書の内容で住民税を課税することがあります。
※2 申告不要を選択した場合、配当割額・株式等譲渡所得割額の控除・還付はありません。

（2）**申告不要制度もしくは以下の課税方式を選択します。**

① □　上記の上場株式等の**配当所得等**について、住民税では申告しません。

② □　上記の上場株式等の**配当所得等**について、住民税では下記の所得とします。
（所得税と住民税で、総合課税・分離課税の選択を変更する場合）

			住民税の特別徴収税額 （源泉徴収税額）
上場株式等の配当所得等	総合課税分	円	円
	分離課税分	円	

① □　上記の上場株式等の**譲渡所得等**について、住民税では申告しません。

② □　上記の上場株式等の**譲渡所得等**について、住民税では下記の所得とします。

上場株式等の譲渡所得等	円	円

【申告期限】
原則として、該当年度の申告期限（3 月 15 日 ※休日の場合、翌営業日）までにこの申告書を提出することが必要です。ただし、期限後であっても納税通知書が送達されるまでに提出されたものは有効です。
（参考：特別徴収 5 月中旬、普通徴収 6 月中旬）

【必要書類】
① 上場株式等の所得に関する住民税申告不要等申出書
② 確定申告書の写し
③ 配当所得等・譲渡所得等の詳細がわかる証券会社発行の計算書等
④ 上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除明細書（前年度より繰り越される損失がある方のみ）

受付印

宛名番号